

2019.03.22  
コチ コンサルティング

國務院弁公庁より2019年労働節休暇調整の通知が発表されました。

閉幕した两会（全国人民代表大会、政治協商會議）で意見が挙げられていた、5月1日の労働節の長期連休調整の影響と思われます。（NAVI②参照）

## 【休息日の調整】

4月 清明節							5月 労働節 ○ 青年節						
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7			1	2	3	4	5
8	9	10	11	12	13	14	6	7	8	9	10	11	12
15	16	17	18	19	20	21	13	14	15	16	17	18	19
22	23	24	25	26	27	28	20	21	22	23	24	25	26
29	30						27	28	29	30	31		

■ 法定休日

■ 休日（振替、調整を含む）

■ 振替え出勤日

○ 一部国民対象半日休暇日

## NAVI ①

通知では、4月28日（日）5月5日（日）が出勤日となり、5月2日（木）、3日（金）が休息日となります。

休息日は通常の土日にあたる休日であり、会社が休息日と指定した日に出勤した場合は、代休を付与することとされています。代休が付与できない場合は、残業手当基数の200%を支給します。

残業手当の計算：<https://cochicon.com/100.html>

残業手当の基数：<https://cochicon.com/610.html>

## NAVI ②

2007年以前は5月1日～3日の3日間が労働節の国家休日でしたが、2008年以降、労働節休暇を1日とし、代替として、清明節、端午節、中秋節が1日の国家休日とされてきました。国民生活水準の向上により、休暇に対する要望が強くなったこと、長期休暇による旅行市場の拡大の為、5月1日労働節の長期休暇化を要望する意見が挙げられましたが、今回の措置はこの意見を受けたトライアルと考えられます。

## NAVI ③

本年は5月4日（土）が青年節（一部の国民に付与される国家休日）となっていますが、土曜日と重なっているため、就業規則等の定めに関わらず、青年節を考慮する必要はありません。

青年節：<https://cochicon.com/181.html>

## NAVI ④

大手派遣会社の賃金支給日が、月次5日であった名残から、5日を賃金支給日とする企業は少なくありません。新所得税法に不慣れであること、4月分賃金からの社会保険基数（本年から住宅積立金基数も同時）更新であることから、月次賃金計算には留意が必要と思われます。